

ベトナムの方々との交流

町内にお住まいのベトナムの方々との交流会が昨年11月24日、勤労青少年ホーム調理室で行われました。

これは、小野町国際交流協会の主催で、町内に在住している外国人の就労支援と町民の皆さんの国際交流を目的に行ったもので、今回初めての開催になります。

交流会は、ベトナムの方々から料理を教わり、その中で日本語を教えるというスタイルで行われました。

まず自己紹介に始まり、簡単なゲームで雰囲気を和やかにし、料理に取りかかりました。

調理ではベトナムの伝統的な料理の“フォー”と“バインセヨ”を作りました。

ベトナムの皆さんは、一生懸命日本語で説明をし、



日本語での説明を学ぶベトナムの皆さん

町民の皆さんは日本語を教えながら調理の方法を学んでいました。

交流会は終始和やかな雰囲気で行われ、できた料理で会食しながら楽しいひとときを過ごしました。

最後には、交流会の感想を発表し、交流会の成果を確認し合っていました。

小野町国際交流協会では、今後も海外の方々との交流を始め、多種多様な国際交流事業を進めていきます。

協会の会員でなくても参加できますので、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

☎小野町国際交流協会事務局(公民館内)

☎72-2125



全員で記念撮影(最前列ベトナムの皆さん)

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ ～未申告のままでは軽減措置が受けられません～

◆所得がない方も申告を！

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険税(料)の軽減や高額療養費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを受給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

◆所得申告が必要な方の例

- ・障害年金、遺族年金のみ受給している方
 - ・無収入の方(1年間全く収入がなかった方)
- ※確定申告をしている方や障害年金・遺族年金以外の公的年金のみを受給している方は、申告の必要はありません。



【申告に関すること】

☎税務課 ☎72-6932

【国保・後期高齢医療制度に関すること】

☎町民生活課 ☎72-6933